

# 確定申告の準備はお早めに

問い合わせ先 所得税・贈与税・消費税に関すること 鳥取税務署 TEL 0857-22-2141  
 住民税（市県民税）に関すること 市役所駅南庁舎市民税課 TEL 0857-20-3417

これまで、鳥取税務署で行っていた所得税（青色申告を含む）・贈与税・消費税の申告に関する相談は、平成 22 年分から鳥取市役所駅南庁舎地階会議室に申告会場を移して、市と合同で実施します。



昨年の申告会場のようす

受付期間 平成 23 年 2 月 1 日（火）～平成 23 年 3 月 15 日（火）  
 【土・日・祝は除く。ただし、2 月 20 日（日）・2 月 27 日（日）は実施します。】  
 ※ 2 月 15 日（火）以前は、還付申告のみ受け付けます。  
 ※ 受付期間中、税務署では申告相談は受け付けていません。

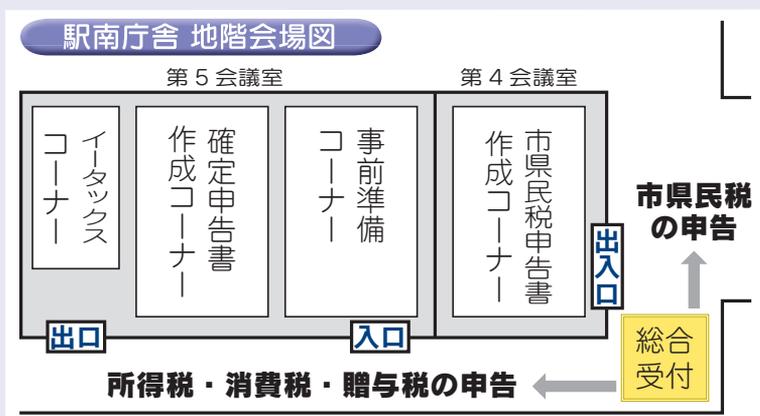
## e-Tax（イータックス）をご利用ください

申告期限内に e-Tax で確定申告すれば、上限 5,000 円の税額控除の適用を受けることができます。ただし、平成 19 年分～ 22 年分の確定申告で適用を受けられるのは 1 回のみとなっています。

くわしくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

e-Tax には、電子証明書付の住民基本台帳カード（手数料 500 円）が必要です。詳しくは、市役所駅南庁舎市民課（TEL 0857-20-3492）までお問い合わせください。

## 申告会場のご案内



開場時間 8:30～17:00

※市県民税申告書作成コーナーは、2月16日（水）～3月15日（火）の期間で実施します。その期間以外は市役所駅南庁舎1階市民税課での受け付けとなります。

※各総合支所の申告相談は、支所だより2月号をご覧ください。



鳥取税務署の駐車場をご利用ください。

駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関の利用をお願いします。

最初に地階「総合受付（左上図）」にお越しください。申告内容により会場をご案内します。

事前に、収支内訳書の作成、医療費の合計の計算をお願いします。事前準備コーナーをご利用ください。

## 税金の種類

### 所得税の申告（確定申告）

所得税とは、個人が得た所得に対して課税され国に納める税金です。納税は、原則確定申告によって行われます。

例えば、サラリーマンで主たる給与以外（副業など）に20万円を超える所得がある人、サラリーマン以外では、事業（営業・農業など）を営んでいる人、地代・家賃などの不動産収入のある人など、確定申告が必要です。



確定申告書

### 住民税の申告（市県民税）

住民税（市県民税）とは、住所地の都道府県と市町村に納める2つの地方税をいいます。

所得が無かった場合でも国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療）制度に加入している人は、市県民税の申告を行ってください。

所得税の確定申告をされた人は、市県民税の申告は必要ありません。



市県民税申告書

## 所得の計算

所得には10種類の区分があり、下記以外にも利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得、退職所得があります。所得金額の計算は、所得税と住民税で同一です。

#### ■事業所得

商・工業や漁業、農業などの自営業から生ずる所得。申告には帳簿等から収支内訳書を作成します。所得が発生しなくても（赤字でも）申告が必要です。

#### ■給与所得

俸給や給与、賃金、賞与、歳費などの所得。収入から一定額差し引いたものが所得金額。申告には源泉徴収票が必要です。

#### ■雑所得

公的年金等のほか、原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得にあてはまらない所得。公的年金等は収入から一定額、それ以外は必要経費を差し引いたものが所得金額です。

#### ■一時所得

生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得。満期保険金、返戻金も対象になります。確定申告には保険会社が通知したハガキなどが必要です。

## 所得控除の計算

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮しようとするものです。

所得税と住民税では、控除の種類は同じですが控除額は異なりますので注意してください。

#### ■医療費控除

納税者本人またはその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合で、次の算式によって計算した金額（最高限度額200万円）。

$$\text{医療費控除額} = \text{支払った医療費の額} - \text{保険金などで補てんされる額} - \text{「10万円」と「総所得金額などの合計額の5割」のいずれか少ない方の金額}$$

医療費を受けた人、医療費を支払った先（病院・薬局など）ごとに領収書の合計を事前に行っておいてください。

## 税金の計算

### 所得税の計算

$$\text{納税額} = \text{課税される所得税額} - \text{税額控除}$$

#### ◆課税される所得税額

所得から所得控除を差し引いたものに税率などを計算して求めます。

#### ◆税額控除

配当控除、住宅ローン控除などがあります。

### 住民税の計算

$$\text{納税額} = \text{「所得割」} + \text{「均等割」}$$

#### ◆均等割

市民税・県民税あわせて4,500円

#### ◆所得割

所得から所得控除を差し引いた課税される所得金額に税率をかけ、税額控除を差し引いたもの。